

イラン攻撃に至った 「合意不可能交渉」

東京外国語大学教授
松永泰行

米国・イスラエルがイラン政権中枢や軍事施設を攻撃。

- 互いの「抑止」がずれた交渉は、ついに破綻した。
- ・ウラン濃縮能力を抑止力と考え手放さなかったイラン
- ・米国の抑止の真意はイスラム革命体制の変更
- ・「冷戦」はあり得ない、そうイランは理解していたが

2025年6月13日にイスラエルの挑発なき一方的な先

制攻撃で始まった、イラン側が「12日戦争」と呼ぶ軍事攻撃の応酬は、米・イラン間でイラン核問題に関する外交協議がまさに行われている最中に起こった。その年の1月、米国で第2期トランプ政権が発足してから9週間後の3月8日、トランプ大統領はイランの最高指導者に書簡を送ったことを公表した。すると翌日、イランのハメネイ最高指導者は、「イランはトランプ政権の強圧的な要求を決して受け入れない」と演説、その翌週には再び、「米国による交渉の呼びかけは世論を惑わす陽動に過ぎない」と切り捨てた。

にもかかわらず、アラブ首長国連邦（UAE）の大統領

特使がテヘランを訪問し、トランプ大統領の書簡をイラン外務省に届けると、イラン暦の年度末から新年の休日の間に体制指導部の間で協議が行われ、新年早々の3月26日にアラグチ外相がオマーンを訪問し、米国宛ての返書をバドル外相に手渡した。4月12日にオマーンで始まった米・イラン交渉は、ウイトコフ大統領特使とアラグチ外相の間で5月23日までの6週間で5回行われた。ところが、6回目の協議の開催をバドル外相が発表した翌日の未明に、イスラエルの対イラン先制攻撃は始められたのだ。

まつなが やすゆき 1963年生まれ、東京大学卒。米ニューヨーク大学政治学科大学院博士課程修了。FIC（政治学）。在イラン日本大使館専門調査員、日本大学助教などを経て2013年から現職。専門は比較政治学、国際関係論。編著書に「境界」に現れる危機」、共著に「現代イランの社会と政治つながらる人びとと国家の挑戦」など。

ところがトランプ大統領は、イランとの交渉中に第三国からの軍事攻撃という妨害・干渉を受けたと不快の念を表すどころか、「イランとの交渉で合意の可能性がある間は、イスラエルの対イラン攻撃に同意しなかった」と、イランが核計画（ウラン濃縮プログラム）の停止に同意しなかったために、イスラエルから軍事攻撃を受けたのだと、イランを一方的に非難する姿勢を見せた。また、当初米国は、イスラエルの対イラン攻撃に関与してないと明言していたにもかかわらず、攻撃開始から5日目の6月17日には、「イランの制空権は米国とイスラエルが完全に握っている」と、あたかも米国が交戦当事国であるかのような口ぶりであり、イランに対して「無条件降伏」を要求した。

その後、万人が知るように、攻撃開始から10日目、現地時間6月22日の未明に、米国本土から18時間かけて飛行してきたB・2ステルス爆撃機が、F・35およびF・22戦闘機の護衛を得て、イラン領空を二十数分間侵犯し、テヘラン南部フォルドゥの地下ウラン濃縮施設をバンカーバスター（地中貫通爆弾）で破壊するに至った。

翌6月23日、イランは米国の爆撃への反撃としてペルシヤ湾岸のカタールに所在する、米国軍が使用するアル・ウダイド空軍基地に弾道ミサイル攻撃を行い、12日目の6月

24日に停戦に至った。当初、イスラエルの先制攻撃で始まったように見えた対イラン軍事作戦は、イスラエルと米国の共同軍事作戦の様相が濃くなっていた。

「不可能交渉」は何を目指しているのか

「12日戦争」の停戦後、イランは、トランプ政権が当初は外交交渉で両国間の問題の解決を求める姿勢を示しながら、その数カ月後にイスラエルと共謀して、イスラエルがイラン革命防衛隊幹部や核物理学者などの暗殺や国営放送局などの非軍事目標を含む広範な爆撃を行うことを容認かつ支援し、米国自らもフォルドゥの地下核施設を爆撃したことを、国際法・国際規約違反であり、イランの主権を侵害するものとして、国連安保理緊急会合などの機会を使って強く抗議した。そして、米国が持ちかけた交渉による問題解決は、結局は陽動作戦であり、「イランは二度とだまされない」と主張した。

それでは今年2月6日以来、なぜイランはその米国との間で外交的な交渉を再度始めているのか。このような経緯に加えて、そもそもトランプ政権側がイランに受け入れを求めている要求（いわゆる「ゼロ・エンリッチメント」、ウラン濃縮計画の完全放棄）と、イラン側が原則論として絶

対に譲歩しないとされている、核不拡散条約加盟国として持つ権利（ウラン濃縮を含む原子力の平和利用）との間の乖離が甚だしいのに、なぜ突然、イラン側が米国との外交交渉に再び同意したのか、理解に苦しむ。

もちろん短期的な政治的計算のレベルでは、2025年12月28日にテヘラン市内で始まった、急激な為替変動に抗議する電気街の商人たちのストが、若者による広範な体制批判抗議行動に拡大、今年1月8～9日には、イスラーム革命体制が、平和裏に抗議行動を行っていた無防備の市民に対して、治安部隊にあたかも戦場で武装した敵に相対するかのように発砲させ、多くの犠牲者を出して世界的な批判と非難が集まったこと、さらにイラン国内の体制批判の抗議運動を支援するためとして軍事介入を示唆していたトランプ大統領が突然前言を翻し、核問題で外交交渉を求めた姿勢を示したことを踏まえると、世界的な非難・軍事介入の危険との引き換えに、イラン外相が外交交渉に応じる姿勢を見せたことは、イラン側からの一種の陽動作戦として理解することは可能である。しかし、双方のポジションは大きく離れており、双方とも合意が達成できるとは思っていない。それならば、何を目指して交渉をしているのか考えてみる価値はある。

その後も互に妥協のつもりがない

トランプ政権側の態度は、2025年以来一貫していると言える。今年2月の交渉には、第2期トランプ政権では公職に就いていないが重要な交渉を任されている、大統領の娘婿のジャーレド・クシュナーが共同交渉担当として加えられたが、それを除くと米国政府交渉団は、前回同様に外交交渉や核関連の法的・技術的な知見や折衝経験をもつ職業的専門家がいらない、いわば素人のビジネスマン集団である。これがトランプ政権側の交渉の意図を見えにくくしており、ハメネイ師が繰り返し主張したように、米国側は自らの要求を押し付けるだけで、双方の妥協が必要な真の交渉を目指していないとの説に信ぴょう性を与えている。

さらに、イラン側に譲歩を迫る際にも、前回はいスラエルと米国の軍事力行使、今回は03年のイラク戦争以来の規模となる米国軍の中東地域への派遣と配備を背景としている点からも、少なくとも米国側には妥協の用意はなく、自らの言い分を通す以外の見通しを持っていない印象を与える。もし、米国側の目的がイランの体制を大規模かつ持続的な軍事攻撃で倒すことであるなら、この姿勢は筋が通っている。しかし、そのような方策は、まさに国連憲章が2

条4項で禁止している武力行使であり、国際法を遵守する民主的な国家がとる方途であるとは言い難い。

イラン側にも妥協できない部分が多い。イラン政府は、平和利用目的の核計画は核不拡散条約下の権利であると主張しており、ウラン濃縮もその範囲内だと理解している。

従って、トランプ政権が要求するウラン濃縮計画の破棄は、国際法的にも、また国内法・国内政治的にも受け入れ不可能だという立場をとる。また、核問題以外は交渉しないと声明し、中距離弾道ミサイルの制限に関する議論や、中東地域での親イラン勢力への支援やそれらとの連携は交渉の対象にはしないと、断固主張している。

では、絶対に合意に至らぬ「交渉」という名の下に、双方は何をしているのか。次の二つのことが思い浮かぶ。

まず、要求の突き付け合いを通じて、ボトムライン（お互いの譲れない最低線）をプロセス的に定義することを模索している。何がどう転ぶとどう困るのか（利害は何か）、また何について不一致があるのかを、衆人環視の下で明瞭にしようとしている。すなわち、今回の外交交渉は、合意に至る可能性がほぼない以上、交渉の価値は限定的である。しかし、合意以外のところに目的があると考えると、イラン側にとって、交渉の価値は低くないといえる。仮に米国

側が自らのシンプルな要求を突き付け、脅しをかければ相手が屈すると考えているとしても、イラン側は、合意内容の細部にこだわる姿勢を示すことで、仮にそのような姿勢への世界の共感は限定的だとしても、その技術的な姿勢から、自らの遵法性や立場の妥当性を訴えているのだ。

次に、双方ともこの作業を経ることで、交渉後の次のステップを正当化できる。言い換えれば、今回の交渉は、「合意できないことの確認のための交渉」という意味合いが強い。例えばイラン側にとっては、米国の要求が過剰であり受け入れ不可能なのだと、少なくともイラン国内の体制支持派に対して明らかにできる。一方で米国は、もし大統領が示唆するとおり、外交交渉が成果を生まないならば、軍事的手段を通じてイランに核計画の破棄を迫る、それでも破棄を拒否するならば、イランの体制自体を破壊する、というステップに進むお膳立てができるのだ。

なぜ「合意」はありえないのか

合意ができない理由をさらに掘り下げて考えてみると、イランがどうしても守りたい価値が浮かび上がってくる。

イランは、ウラン濃縮プログラムを含む、自らのいわゆる核燃料サイクル計画を平和目的のものであり、米国やイ

スラエルなどが危惧する、核武装化に用いる意図はまったくないと一貫して主張している。その根拠は、ハメネイ最高指導者が、イスラームの価値に基づく判断としてそれを禁じていることにある、とする。さらに、イラン国内で査察を含む保障措置活動を行ってきた国際原子力機関（IAEA）も、イランが現在、ウラン濃縮計画を軍事転用することを目指していることを示す証左はないとしている。

しかしながら奇妙なことに、イラン国内、とりわけ体制指導部や政治・軍事関係者の間では、技術力としてのウラン濃縮技術やそのプログラムの存在が、緩い意味での安全保障上の抑止力としても働くとの共通理解がある。イラン以外での世界における通常の理解では、核抑止能力とは、核兵器で武装すること（具体的には核弾頭を搭載したミサイルなどを実戦配備すること）以外には考えられていない。しかしイラン国内では、例えば、2004年10月、後に大統領に就任したハサン・ロウハニ国家安全保障会議書記の発言に見られるように、潜在的な開発能力、より具体的には核燃料製造能力自体を、国力（科学技術力）および緩やかな意味での「抑止力」と見なす考え方が一般的である。

ちなみに、この言い方は「技術力」に焦点があり、欧米の諜報機関などで使われる、ブレークアウト・タイム（最

初の原子爆弾が完成するまでの経過時間）という考え方は全く異なるものである。しかし、イラン国内の政策議論では、高濃度濃縮済みウランの貯蔵が緩い意味での「抑止力」につながるといふ考えに自然に移行することがある。

濃縮能力が抑止力であれば、濃縮済みウランも抑止力として働く、という緩い理解なのだが、皮肉なことに、高濃度濃縮済みウランの貯蔵に関するイラン以外の諸国の懸念と重なってしまう。つまり、ウラン濃縮プログラムを、イランは「てこ」（対イラン攻撃を防ぐ抑止力の一環）として使えると考えており、米国、イスラエルおよび他の西側諸国は「問題」として捉えているのである。意味合いは違うが、「濃縮ウランの存在が争点だ」という意味では重なりがみられる。

米・イランの「相互確証破壊」はない

抑止力を巡る議論についても、一考する価値がある。イランは、自らの安全保障戦略を、有効な抑止力を獲得することを通じた防衛的な戦略であると理解している。イランが弾道ミサイルや、地域における親イラン勢力との連携の制限を目的とした交渉に入ることを断固拒否しているのは、これらも自らの安全保障戦略に関わる、自らの抑止力

の根幹だと考えているからである。

ところが、イランが前提としているシナリオは、イラン側の抑止力（脅し）が十分である場合には、米国・イスラエル側にイランに対する先制攻撃を思いとどまらせることができる（はずだ）という確信がある。2025年6月の核施設攻撃ではそれが実現しなかったわけだが、少なくとも、12日間でイスラエルと米国に停戦を呑ませることができた理由は、イランが保有し、限定的かつ在庫を温存する形で使用していた弾道ミサイル能力にある、としている。従って、イランのミサイル攻撃能力は、予防はできなかつたとしても、早期に停戦に持ち込む抑止力があつた、という論理になるのである。

しかし、25年6月にイスラエルが対イラン攻撃に踏み切つた理由の一つが、レバノンのヒズボラやイラクの親イラン武装勢力の関与（とりわけこれらの勢力からの第2次攻撃能力）を考慮に入れずに済むとの計算があつたとしても、そもそもイラン側が考える抑止の考え方が、イランとその対抗国（例えば米国）との間で成立するかどうかは考慮すべきである。冷戦期の米国とソ連の間の相互的な抑止の例を考えると、抑止の目的は第3次世界大戦に相当する両国間での核戦争（いわゆる「ホット・ウォー」）の回避であ

り、いずれの側も、相手側の存在そのものを抹消することを求めていたわけではない。したがって、「ホット・ウォー」の代わりとしての、「コールド・ウォー」（冷戦）という名の不戦状態での安定を、相互破壊能力としての抑止力を通じて達成してきた、と理解できる。

ところが、1979年以降のイラン・イスラーム革命体制の対抗国が、イスラーム革命体制としての存続容認と引き換えに、コールド・ウォーという名の不戦状態での安定を目指しているとは理解し難く、仮にイランが弾道ミサイル能力やウラン濃縮プログラムなどを通じて、いくばくかの抑止力を達成できたとしても、それがイスラーム革命体制の安全保障レベルでの安泰につながると考えることには、論理的な問題があるだろう。

言い換えれば、イラン側にとっての根本的な問題は、イランと米国の間で、抑止に関する考え方の前提が共有されておらず、イラン側の考える形での抑止が成立し難い点にある。この点については、イラン国内にもその認識があるようであり、それゆえに米国との外交折衝において、イラン側は対等な関係で、相互尊重に基づいた交渉・合意の必要があると常々唱えることにつながっている。こう考えることができるのである。